

<通則1の考え方の例2:オリーブ>

ある人が「オリーブ」(の実)の分類について考えた。

「オリーブオイルを採るためだから、12類だな、その他の採油用の果実として、12.07項だな。そうでなければ、オリーブは果実だから8類だな、その他の果実として、08.10項だな」

➡ この分類は正しいか? 「オリーブ」(の実)は12.07項
又は08.10項に分類されるか?



<通則1の考え方の例2:オリーブ>

この分類は正しいか? 「オリーブ」(の実)は12.07項
 又は08.10項に分類されるか?



第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

| 統計番号 Statistical code | | 品名 Description | 統計番号 Statistical code | | 品名 Description |
|--------------------------|-----|--------------------------------|--------------------------|-----|-----------------------------------|
| 番号 H.S. code | | | 番号 H.S. code | | |
| 12.07 | | その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。) | 08.10 | | その他の果実(生鮮のものに限る。) |
| 1207.10 | 000 | 油やしの実及びひまわり核 | 0810.10 | 000 | ストロベリー |
| | | 綿実 | 0810.20 | 000 | ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー |
| 1207.21 | 000 | 播種用のもの | 0810.30 | 000 | ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー |
| 1207.29 | 000 | その他のもの | 0810.40 | 000 | クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実 |
| 1207.30 | 000 | ひまの種 | | | |
| 1207.40 | 000 | ごま | | | |

第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

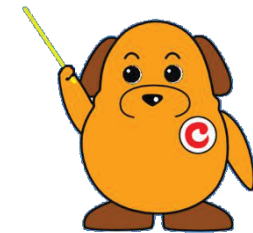


残念ながら、これまた**間違い**。「オリーブ」(の実)は
12. 07項にも08. 10項にも分類されない。

➡ なぜならば、「**オリーブ**」はちゃんと**7類注2**によって、
野菜である旨規定されています。

通則1の「**注の規定に従って分類する**」に従って、「オ
リーブ」(の実)は、07. 09－07. 12項のいずれかに
分類される。

・分類は、「項の規定」と「注」に従って、決定しなければ
ならない。



第7類注

第 7 類 食用の野菜、根及び塊茎

注

- 1 この類には、第 12.14 項の飼料用植物を含まない。
- 2 第 07.09 項から第 07.12 項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、**オリーブ**、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。
- 3 第 07.12 項には、次の物品を除くほか、第 07.01 項から第 07.11 項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。
 - (a) 乾燥した豆でさやを除いたもの（第 07.13 項参照）
 - (b) 第 11.02 項から第 11.04 項までに定める形状のスイートコーン
 - (c) ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット（第 11.05 項参照）
 - (d) 第 07.13 項の乾燥した豆の粉及びミール（第 11.06 項参照）
- 4 この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉碎したものを含まない（第 09.04 項参照）。

通則1後段

- 項又は注の規定により項の所属を決定できない場合には、通則2以降の原則に従ってその所属を決定することを規定している。
 - 項の規定及び注の規定が最優先
 - 通則1で決まらない場合に通則2～4を適用
- 多くの物品は通則1で分類される**

つまり通則1のみで終わり



ロ. 通則2 (a) (要約)

各項には、提示の際の未組立のもの及び分解してあるものを含む。また、未完成の物品で、完成した物品として重要な特性を提示の際に有するものを含む

この規定は、食品には通常適用がない。



ハ. 通則2 (b) (要約)

各項には混合物、結合物を含む。それらの分類は通則3に従って決定する

通則2(b)

★小麦粉(70%)、そば粉(30%)を**混合**したもの



11.01項には
そば粉を混合した小麦粉も
含む

11.02項には
小麦粉を混合したそば粉も
含む

2(b)により、2つの項に属することとなる

★所属の決定は **通則3** による